

令和5年 11月定例会

# 埼玉県央広域事務組合議会会議録

令和5年10月26日 開会

令和5年10月26日 閉会

埼玉県央広域事務組合議会

令和5年  
11月定例会 埼玉県央広域事務組合議会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
10月26日(木)	
○開 会	6
○開 議	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○議事日程の報告	6
○諸般の報告	6
○行政報告	7
○議案第18号～議案第23号の上程、説明	8
○一般質問	13
15番 中村洋子議員	13
14番 諏訪幸男議員	18
8番 諏訪三津枝議員	21
○議案第18号の質疑、討論、採決	24
○議案第19号の質疑、討論、採決	25
○議案第20号の質疑、討論、採決	25
○議案第21号の質疑、討論、採決	26
○議案第22号、議案第23号の質疑、討論、採決	27
○管理者のあいさつ	36
○閉 会	37
<hr/>	
署名議員	39
参考資料	
議決結果一覧表	41

埼玉県央広域事務組合告示第16号

令和5年11月埼玉県央広域事務組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年10月19日

埼玉県央広域事務組合管理者 並 木 正 年

- 1 期 日 令和5年10月26日（午前9時）
- 2 場 所 埼玉県央広域事務組合 議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 15 名

1 番	小 泉 晋 史 議 員	2 番	矢 島 洋 文 議 員
3 番	市ノ川 徳 宏 議 員	4 番	にいつま 亮 議 員
5 番	相 馬 正 人 議 員	6 番	芥 藤 章 議 員
7 番	金 森 すみ子 議 員	8 番	諏 訪 三津枝 議 員
9 番	坂 本 国 広 議 員	10 番	橋 本 稔 議 員
11 番	秋 谷 修 議 員	12 番	岩 崎 隆 志 議 員
13 番	浦 田 充 議 員	14 番	諏 訪 幸 男 議 員
15 番	中 村 洋 子 議 員		

○ 不 応 招 議 員 なし

# 令和5年11月埼玉県中央広域事務組合議会定例会 第1日

令和5年10月26日（木曜日）

## 議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 議案第18号から議案第23号の上程、提案趣旨説明
- 6 一般質問
- 7 議案第18号の質疑、討論、採決
- 8 議案第19号の質疑、討論、採決
- 9 議案第20号の質疑、討論、採決
- 10 議案第21号の質疑、討論、採決
- 11 議案第22号、議案第23号の質疑、討論、採決
- 12 管理者のあいさつ
- 13 閉 会

○出席議員 15名

1番	小泉晋史	議員	2番	矢島洋文	議員
3番	市ノ川徳宏	議員	4番	にいつま	亮議員
5番	相馬正人	議員	6番	斉藤	章議員
7番	金森すみ子	議員	8番	諏訪	三津枝議員
9番	坂本国広	議員	10番	橋本	稔議員
11番	秋谷	修議員	12番	岩崎	隆志議員
13番	浦田	充議員	14番	諏訪	幸男議員
15番	中村洋子	議員			

○欠席議員 なし

○説明のため出席した者

管理者	並木正年
副管理者	小野克典
副管理者	三宮幸雄
会計管理者	関口泰清
代表監査委員	田口勉
参事兼事務局長	小川哲夫
消防長	黒沼浩二
本部次長	黒沢高志
次長兼 消防総務課長	千村茂
副参事兼 警防課長	原田正美
鴻巣消防署長	中根一雄
桶川消防署長	卯月光弘
北本消防署長	福島統
予防課長	坂巻泰弘
救急課長	岩崎徳生
指令課長	鈴木浩一
総務課長	島田英樹

○本会議に出席した事務局職員

書  
書

記  
記

福 島 大 輔  
土 屋 雅 英

書  
書

記  
記

塩野谷 剛 史  
金 井 智 弘

(開会 午前 9時10分)

### ◎ 開会の宣告

**相馬正人議長** ただいまから令和5年11月埼玉県中央広域事務組合議会定例会を開会いたします。  
小泉晋史議員から遅参する旨の届出がありましたので、ご報告申し上げます。  
出席議員は定足数に達しております。よって、会議は成立いたします。

### ◎ 開議の宣告

**相馬正人議長** これより本日の会議を開きます。

### ◎ 会議録署名議員の指名

**相馬正人議長** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第70条の規定により、私よりご指名申し上げます。  
6番、斉藤章議員、8番、諏訪三津枝議員を指名いたします。

### ◎ 会期の決定

**相馬正人議長** 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。  
お諮りいたします。本定例会の会期は、10月26日の1日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

**相馬正人議長** ご異議ないものと認めます。  
よって、会期は10月26日の1日間と決定いたしました。

### ◎ 議事日程の報告

**相馬正人議長** 次に、本日の議事日程につきましては、お手元に配布してあります日程表のとおりでございます。ご了承をお願いいたします。

### ◎ 諸般の報告



**相馬正人議長** 日程第3、諸般の報告をいたします。

本定例会に議案の説明のため管理者並びに関係者の出席を求めていますので、ご了承願います。

次に、監査委員から、令和5年5月分（令和4年度及び令和5年度分）、6月分及び7月分の例月出納検査結果報告書の送付がありましたので、既に配布しております。ご了承願います。

次に、本年の7月25日、26日に実施いたしました令和5年度埼玉県央広域事務組合議会議員行政研修視察の報告書は、応接室にございますので、御覧いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、本定例会に提案のありました事件につきまして、書記に報告いたさせます。

福島書記。

〔書記朗読〕

**相馬正人議長** ただいま報告の議案は、印刷し、お手元に配布してありますので、ご了承願います。

## ◎ 行 政 報 告

**相馬正人議長** 日程第4、行政報告を行います。

小川参事兼事務局長から行政報告を求めます。

小川参事兼事務局長。

〔小川哲夫参事兼事務局長登壇〕

**小川哲夫参事兼事務局長** おはようございます。それでは、令和5年7月定例会以降の組合業務の主な執行状況等につきましてご報告申し上げます。

初めに、消防に関してでございますが、北本消防署配備の高規格救急自動車につきましては、8月4日の事故による修繕が完了するまでの間、非常用救急自動車にて運用しております。

次に、鴻巣天神分署庁舎建設工事につきましては、新たに設ける国道側出入口となる歩道の切り下げ工事などを行い、基礎工事のための地盤崩壊防止、掘削作業等を行っております。

次に、北本消防署に配備のはしご付消防ポンプ自動車につきましては、本年9月20日に納車され、車両運用や、はしご操作訓練などを実施し、10月2日から運用を開始いたしました。

次に、桶川消防署桶川西分署に配備の高規格救急自動車につきましては、本年9月28日に納車され、車両運用などの訓練を実施し、10月3日から運用を開始いたしました。

次に、熱中症等による救急搬送についてでございますが、本年5月1日から10月1日までの約5か月間の搬送人員は268名で、昨年同時期と比較すると24名増加いたしました。

続きまして、県央みずほ斎場についてご報告申し上げます。令和5年4月1日から9月30日までの5か月（P. 13「6か月」に発言訂正）間の利用状況についてでございますが、火葬件数は1,527件で、前年度の同時期と比較して120件の増加となり、友引及び休場日を除く1日当たりの火葬件数は

約10.0件でございました。また、葬儀、告別式による式場の利用件数につきましては、第1式場及び第2式場を合わせて288件で、前年度の同期と比較して12件の増加となり、1日当たりの利用件数は約1.9件でございました。

なお、小動物の火葬件数につきましては710件で、前年度の同時期と比較して20件の減少となり、1日当たりの利用件数は約4.7件でございました。

以上、誠に簡単ではございますが、行政報告とさせていただきます。

## ◎ 議案第18号～議案第23号の上程、説明

**相馬正人議長** 日程第5、議案第18号から議案第23号を一括して上程し、議題といたします。

議案の朗読を省略して、これより提案理由の説明を求めます。

並木管理者。

[並木正年管理者登壇]

**並木正年管理者** 本日ここに、令和5年11月埼玉県央広域事務組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様には公私とも極めてご多用の中、ご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。心から厚く御礼を申し上げます。

今回ご提案申し上げました議案は6件でございます。これより議案の番号に従いましてご説明申し上げます。

議案第18号 埼玉県央広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例についてでございます。

本案は、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令(令和5年総務省令第48号)が公布されたことにより改正を行うものでございます。

次に、議案第18号(P.9「議案第19号」に発言訂正) 工事請負変更契約の締結について(鴻巣天神分署庁舎建設工事「建築」)についてでございます。

本案は、本年5月臨時会において議決いただき、本契約させていただいたものでございますが、契約後に一部の部材の納品が著しく遅れることが判明したことから、請負業者より工期延長申請がなされたため、工期を当初の令和7年1月31日から令和7年3月28日に延長しようとするものでございます。

次に、議案第20号 令和5年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算(第2号)についてでございます。

本案は、令和5年度における第2回目の補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,560万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億9,455万9,000円とするものでございます。

次に、議案第21号 令和5年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本案は、令和5年度における第1回目の補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,517万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,747万1,000円とするものでございます。

次に、議案第22号 令和4年度埼玉県央広域事務組合一般会計決算認定についてでございます。

本決算につきましては、決算報告書及び監査委員の決算審査の結果に基づきます意見書を配布してございますので、ご審議の参考にしていただきたいと思います。

まず、歳入における収入済額の合計は38億340万5,161円となりました。一方、歳出における支出済額の合計は37億4,879万5,615円となりまして、令和4年度に予定した施策は計画どおり執行することができました。なお、予算に対する執行率は93.4%であり、歳入歳出差引残額は5,460万9,546円となり、予備費を除いた予算に対する執行率は93.5%でございました。

次に、議案第23号 令和4年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計決算認定についてでございます。

本決算につきましても議案第22号と同様、決算報告書及び監査委員の決算審査の結果に基づきます意見書を配布してございますので、ご審議の参考にしていただきたいと思います。

まず、歳入における収入済額の合計は2億4,289万6,899円となりました。一方、歳出における支出済額の合計は2億2,672万6,018円となりました。なお、予算に対する執行率は95.8%であり、歳入歳出差引残額は1,617万881円となり、予備費を除いた予算に対する執行率は97%でございました。

以上が今回ご提案申し上げました議案の概要でございますが、詳細につきましては担当から説明をさせます。どうか慎重なるご審議を賜りまして、ご決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

申し訳ございません。訂正をお願いいたします。1ページ目の「議案第19号」と申し上げますところを「議案第18号」と申し上げてしまいました。「議案第19号」として訂正をお願いいたします。おわびして訂正をさせていただきます。

**相馬正人議長** 次に、議案第18号から議案第23号の細部説明を求めます。

小川参事兼事務局長。

〔小川哲夫参事兼事務局長登壇〕

**小川哲夫参事兼事務局長** それでは、議案第18号から議案第23号までの6議案につきまして、細部説明を申し上げます。

議案第18号 埼玉県央広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例につきまして説明申し上げます。

今回の改正は、主に蓄電池設備の所要の改正を行うとともに、固体燃料を用いた厨房設備につい

での離隔距離を新たに追加するものでございます。

初めに、蓄電池設備の改正につきましては、規制対象の指定に係る単位を改め、蓄電池設備の種類や安全性に応じた内容となるよう規制対象等の見直しを行うものでございます。また、蓄電池容量が20キロワット時を超える設備につきましては、届出を求めるものでございます。

次に、固体燃料を用いた厨房設備の改正につきましては、炭火焼き器に関する離隔距離を埼玉県中央広域事務組合火災予防条例別表第3に新たに追加するものでございます。

施行日は令和6年1月1日とし、経過措置といたしまして、この条例の施行の際に設置されております蓄電池設備または既に設置工事中である同設備のうち、新条例の規定に適合しないものにつきましては従前の例とするものでございます。また、新たに該当することとなる蓄電池設備のうち、この条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、新条例第13条第1項の規定に適合しないものにつきましては、当該規定は適用しないこととするものでございます。

次に、議案第19号 工事請負変更契約の締結について（鴻巣天神分署庁舎建設工事「建築」）につきまして説明申し上げます。

議案第19号資料—1を御覧ください。当初、杭は発注から現場搬入まで約1か月間を見込んでおりましたが、本契約後に請負業者が発注したところ、杭同士を接合する継手金物の受注が集中したことに伴い、現場搬入までに約3か月間を要することが判明いたしました。そのため全体工程を見直し、履行期限の変更を行うものでございます。

議案第19号資料—2を御覧ください。赤線が当初の工程、青線が変更後の工程となります。請負業者が、杭納入業者からの納期延長の申出を受け、関連請負業者と事務所棟の杭・地業工事以降の工期を検討したところ、短縮できないことから56日間延長するものでございます。

また、電気設備工事、機械設備工事、工事監理業務委託等、関連業務におきましても、同様に工期延長に伴う変更契約を締結する予定でございます。

次に、議案第20号 令和5年度埼玉県中央広域事務組合一般会計補正予算（第2号）につきまして説明申し上げます。

補正予算書の8、9ページをお開きください。歳入でございます。1款1項1目2節組合市特別負担金の交付税算入負担金4,439万8,000円につきましては、当組合の交付税が鴻巣市に一括算入され、このほどその額が確定したことから、一般会計分として受け入れるものでございます。

その下、5款2項1目1節物品売払収入は、水槽付消防ポンプ自動車45万6,789円と、はしご付消防ポンプ自動車72万9,932円でございます。

その下、7款2項1目1節斎場特別会計繰入金は、令和4年度斎場特別会計決算の確定によるもので、斎場特別会計より1,517万円を繰り入れるものでございます。

その下、8款1項1目1節繰越金は、令和4年度一般会計決算の確定によるものでございます。

その下、9款2項1目1節雑入は、北本消防署の救急車の事故による車両保険分を計上するもの

でございます。

次に、10、11ページをお開きください。歳出でございます。2款1項1目24節積立金は、歳入で説明申し上げました鴻巣市から受け入れる交付税算入負担金及び令和4年度決算確定額のうち、1億314万4,000円を財政調整基金に積み立てるものでございます。

その下、3款1項消防費でございますが、北本消防署の救急車の修繕に係る費用1,699万5,000円を追加し、消防自動車整備事業及び桶川消防署庁舎屋上防水改修工事などの事業費確定による執行残を減額補正するものでございます。

次に、議案第21号 令和5年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計補正予算（第1号）につきまして説明申し上げます。

補正予算書の8、9ページをお開きください。歳入でございます。4款1項1目1節繰越金1,517万円は、令和4年度決算の確定によるものでございます。

10、11ページをお開きください。歳出でございます。1款1項1目27節繰出金1,517万円は、決算の確定により財政調整基金に積み立てるため、一般会計へ繰り出すものでございます。

次に、議案第22号 令和4年度埼玉県央広域事務組合一般会計決算認定について説明申し上げます。

初めに、歳入についてですが、決算書の9ページをお開きください。1款1項1目1節組合市負担金でございますが、この負担金につきましては共通経費と消防経費、斎場経費から成っております。共通経費は消防と斎場業務に共通する経費であり、議会費、一般管理費等に係る経費の2分の1を消防経費と斎場経費に加算し、それぞれの負担率に応じて組合市から負担いただいております。消防経費は、組合市の前年度の普通交付税に係る消防事務に要する基準財政需要額の割合により、斎場経費は組合市の前年10月1日現在の住民基本台帳登録人口による人口割合に基づき負担いただいております。

次に、決算書の11ページを御覧ください。4款2項1目1節消防費委託金871万7,000円は、新型コロナウイルス感染症患者等移送に係る委託金が県から納付されたものでございます。

その少し下、5款2項1目1節物品売払収入84万4,800円は、水槽付消防ポンプ自動車及び消防ポンプ自動車各1台分、計2台の売払収入でございます。

次に、その下、7款1項1目財政調整基金繰入金は、一般会計分2億1,367万7,000円と斎場特別会計分2,000万5,000円を財政調整基金から繰り入れたものでございます。

次の消防施設整備基金繰入金は、消防施設整備基金へ積み立てられたものを鴻巣天神分署整備事業に活用したものでございます。

13ページを御覧ください。2項1目1節斎場特別会計繰入金は、財政調整基金へ積立てを行うため、斎場特別会計から一般会計へ繰り入れたものでございます。

次に、同じく13ページ下段をお開きください。10款1項1目1節消防債7,370万円（P. 13「1億

120万円」に発言訂正)は、鴻巣消防署配備の水槽付消防ポンプ自動車及び吹上分署配備の高規格救急自動車の消防車両整備事業債並びに北本東分署の非常用自家発電装置整備事業債、鴻巣天神分署整備事業債、消防庁舎改修工事整備事業債、桶川西分署整備事業債の合計でございます。

次に、歳出についてですが、19ページをお開きください。中段の消防総務課の1つ上、2款1項1目24節、総務課、積立金の財政調整基金積立金につきましては、一般会計分1億5,852万円、斎場特別会計分1,146万1,000円、財政調整基金預金利子3,405円を積み立てたものでございます。

次に、23ページ下段、消防総務課の欄を御覧ください。人件費の総額は27億8,618万984円で、3款消防費合計額の約79.5%を占めております。

次に、27ページが一番上の欄、21節補償、補填及び賠償金を御覧ください。救急支援出動中の鴻巣西分署、水槽付消防ポンプ自動車の普通自動車との接触事故による修理費等に係る賠償金分でございます。なお、賠償は保険で対応しております。

次に、39ページを御覧ください。2段目の2目消防施設費、消防総務課、消防用建物等整備事業、10節需用費の修繕料は、消防本部庁舎受変電設備部品交換修繕、北本東分署非常用自家発電装置交換修繕、消防本部訓練塔B塔屋上パラペット及び北側壁面雨漏り等の修繕、そのほか15件分の修繕でございます。

次に、同じページが一番下の欄と41ページが一番上、救急課の欄を御覧ください。警防課と救急課の消防自動車等整備事業、17節備品購入費は、地方債を活用し、水槽付消防ポンプ自動車及び高規格救急自動車を購入したものでございます。

次に、41ページ、上から2つ目、鴻巣消防署管理指導課、消防自動車等整備事業、10節需用費、修繕料を御覧ください。これは、鴻巣消防署に配備しております、はしご車のオーバーホールに係る修繕でございます。

次に、同じページの下から3段目、総務課を御覧ください。4款1項1目斎場費、27節繰出金は、組合市負担金合計額1億722万9,000円と財政調整基金繰入金2,000万5,000円の合計額を一般会計より斎場特別会計に繰り出したものでございます。

その下、5款1項1目公債費、消防総務課、元金償還事業、22節償還金、利子及び割引料は、平成23年度から令和3年度までの借入れ23件分でございます。

続きまして、議案第23号 令和4年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計決算認定について説明申し上げます。

初めに、歳入でございますが、決算書の59ページをお開きください。1款1項1目1節斎場使用料は、火葬室、霊安室、待合室、式場及び小動物火葬炉の使用件数は7,576件で、前年度に比べ490件、金額は約465万円の増加となっております。

その下、行政財産使用料は、令和4年9月30日までは有限会社県央みずほ斎場サービス、令和4年10月1日以降は県央みずほ斎苑管理グループ代表企業イーリス・グループが運営している売店と

社会福祉協議会等が設置している自動販売機の使用料及び電気料でございます。

次に、歳出についてですが、61ページをお開きください。1款1項1目、総務課、斎場運営事業、12節委託料は、県央みずほ斎苑管理グループの指定管理料でございます。

その下、17節備品購入費は、老朽化したコインロッカーを更新したものでございます。

次に、27節繰出金は、令和4年11月補正における令和3年度決算剰余金と、令和5年2月補正における令和4年度不用見込額の合計を財政調整基金へ積み立てるため、一般会計へ繰り出したものでございます。

その下、斎場施設整備事業、10節需用費、修繕料は、火葬炉設備修繕、エアコン修繕等でございます。

以上で議案第18号から議案第23号までの細部説明を終わります。

**相馬正人議長** 以上で細部説明が終了いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9時41分)



(開議 午前10時55分)

**相馬正人議長** 休憩前に続き、会議を再開いたします。

執行部より訂正の申出がありましたので、これを許可いたします。

小川参事兼事務局長。

**小川哲夫参事兼事務局長** 私の発言で2か所ほど訂正をさせていただきます。

まず、行政報告についてです。県央みずほ斎場の利用件数を報告するところで、令和5年4月1日から9月30日まで、こちら本来であれば「6か月」と発言するところ、「5か月」と発言してしまいました。訂正をさせていただきます。「5か月」ではなく、「6か月」です。

それと、決算の中で、13ページ、事業債の説明をさせていただきました。合計金額が消防債「7,370万円」と発言いたしました。正しくは「1億120万円」、こちらが合計額となりますので、訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。おわびして訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

## ◎ 一 般 質 問

**相馬正人議長** 日程第6、これより一般質問を行います。

通告順序により、順次質問を許可いたします。

初めに、15番、中村洋子議員の質問を許可いたします。

中村洋子議員。

[15番 中村洋子議員登壇]

15番 中村洋子議員 一般質問をさせていただきます。

今年の夏は猛暑が続きました。救急搬送が多かったことと思います。そこで、件名1については、救急搬送の状況と課題について伺います。熱中症による搬送はどうだったのか。

件名2、9月から台風の時期と言われますが、今年は関東の直撃の台風はありませんでした。しかし、火災について、地域消防団との日頃の訓練と連携をどのようにしているのか、伺いたいと思います、一般質問をさせていただきます。

件名2、災害時の消防と地域消防団の連携をどのようにしているのか。要旨1、小規模火災と大規模火災のときの状況について、要旨2、大雨、地震による災害時の要請はどうするのかという点について伺います。

件名3、大規模災害になりそうなとき、自治体との連携はどうしているのか、やはり伺いたいと思います。要旨1、広域なので、それぞれの自治体との連携や流れを伺いたいと思います。ぜひよろしく願いいたします。

1回目、終わります。

相馬正人議長 それでは、順次答弁を求めます。

岩崎救急課長。

〔岩崎徳生救急課長登壇〕

岩崎徳生救急課長 件名1、要旨1についてお答えいたします。

初めに、当消防本部の救急搬送の状況につきましては、令和4年中の救急出動件数は1万3,976件で、過去最多となり、新型コロナウイルス感染症による医療機関への受診控えがありました令和2年中を除き、増加の一途をたどっております。本年中につきましても、9月末日までの救急出動件数は、昨年と比較して883件、割合にしますと約9%増加しております。なお、埼玉県全体でも約5%増加している状況でございます。このような状況の中、今年の夏は暑さが続いたことにより救急出動体制が逼迫した日もございましたが、全ての救急要請に出動できたことから救急業務を遂行できたことと認識しております。

課題といたしましては、今後、さらに救急出動件数の増加が見込まれることから、常時運用している救急自動車10台のほか、引き続き24時間体制の非常用救急自動車等の運用で対応してまいりたいと考えております。

次に、熱中症による搬送につきましては、本年5月1日から9月末日までの5か月間における搬送人数は、5月18人、6月21人、7月120人、8月75人、9月34人、合計268人ございました。昨年と比較しますと、5月は12人の増加、6月は46人の減少、7月は9人の増加、8月は24人の増加、9月は28人の増加で、合計27人の増加となっております。

年代別では、乳幼児の搬送はなく、少年は28人、成人は63人、高齢者は177人となり、傷病程度別では重症は10人、中等症は88人、軽症は170人ございました。また、組合市別では、鴻巣市は137人、



桶川市は65人、北本市は66人でございます。

熱中症による搬送人数が増加した要因といたしましては、本年5月から9月末までの気温を昨年と今年で比較しますと、最高気温30度以上の真夏日が63日から88日へ、そのうち35度以上の猛暑日が19日から29日に増えたことが影響しているものと捉えております。

熱中症傷病者の搬送において、救急搬送困難事案としている医療機関への照会回数4回以上、かつ現場滞在時間30分以上となった事案は21件ありました。熱中症は、新型コロナウイルス感染症と同様に発熱症状を呈しますので、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したとはいえ、医療機関の受け入れが困難であったものと考えております。

当消防本部での熱中症への注意喚起といたしまして、1つ目として、熱中症予防リーフレットを応急手当て講習会や自主防災訓練などを通じて住民の皆様へ配布いたしました。2つ目として、当組合が発行する「県央だより」において、熱中症に対する注意喚起の掲載や当消防本部のホームページに「熱中症に注意しましょう」と題して、熱中症等により搬送された傷病者の搬送状況を掲載し、熱中症に関する知識や応急手当てについて啓発しております。

以上でございます。

**相馬正人議長** 原田副参事兼警防課長。

〔原田正美副参事兼警防課長登壇〕

**原田正美副参事兼警防課長** 件名2、要旨1及び要旨2について、順次お答えいたします。

初めに、要旨1についてお答えいたします。当消防本部で火災を覚知した場合は、その規模にかかわらず北本市の火災であれば北本市の消防団へ、発生場所、種別、状況等を災害情報メールで周知しております。車両火災や延焼拡大のおそれがない小規模な火災につきましては、原則として消防署のみで対応しております。なお、専用住宅1棟が炎上し、隣棟への延焼危険のおそれがあり大規模な火災となり得る火災につきましては、サイレンの吹鳴等により消防団を招集し、連携した消火活動を行います。

火災時の消防団との連携方法といたしましては、火災現場に出勤した消防団長及び副団長は、消防署が設置した現場指揮本部に詰めることとしております。そこで指揮隊長は、消防団に対し、延焼拡大のおそれのある場所への放水や、防火水槽への補水の指示など、早期の火災の鎮圧に向けた連携を行っております。

次に、要旨2についてお答えいたします。火災（P. 17「災害」に発言訂正）が発生した際の消防署の初動対応といたしましては、119番通報等のあったものから順次出勤し、対応いたします。消防団の初動対応といたしましては、組合市の地域防災計画に基づき、河川の警戒監視活動や被災者の避難誘導、救出・救護活動等を行うこととされており、消防団長の指揮の下に活動いたします。

消防署と消防団の連携につきましては、消防署が覚知した災害の発生状況と、組合市が把握したインフラの被害状況や消防団の活動内容など、各種災害に適切に対応するための情報を共有いたし

ます。大雨や地震による災害時の要請につきましては、共有した情報を下に消防署の全ての車両が出動した場合や、消防力を集中的に投入する必要がある場合など、消防署と消防団を併せた消防力を効果的に運用するため、組合市と協議し、消防団に出動を要請することになります。

次に、件名3、要旨1についてお答えいたします。大規模災害発生に備えた事前の対応といたしまして、当消防本部では、埼玉県央広域消防本部警防業務規程に基づき、職員の招集に関することや、関係機関への派遣に関する人選を定めた部隊編成表を年度当初に消防署ごとに作成しております。

組合市との連携についてですが、大規模な災害の際には円滑な情報連絡体制が求められることから、部隊編成表により派遣が計画されている職員を年度当初に組合市へ出向させ、災害対策本部の設置場所や共有すべき情報、相互の連絡方法など情報交換を行い、顔の見える関係を築き、災害対応に万全を期すこととしております。

次に、大規模災害が発生した場合の流れについてですが、当消防本部では、消防本部に警防本部、消防署には署隊本部を設置し、組合市では災害対策本部を設置し対応いたします。組合市の災害対策本部と消防署の署隊本部との情報共有の調整役として、鴻巣消防署の職員を鴻巣市役所へ、桶川消防署の職員を桶川市役所へ、北本消防署の職員を北本市役所へ派遣し、消防署が覚知した災害発生状況と、組合市が持つ住民の被災状況、インフラの被害状況や消防団の活動内容などの情報を共有し、消防署、組合市、消防団とそれぞれの役割を協議し、連携した災害対応を行うこととしております。なお、消防署の活動につきましては、日頃から市の枠を超え、鴻巣消防署から北本市、桶川市へ消防車等を出動させるなど、災害対応に努めております。

以上でございます。

**相馬正人議長** 中村洋子議員。

**15番 中村洋子議員** 1回目の回答ありました。2回目、お願いしたいと思います。

熱中症による搬送はどうだったのかという内容については、非常に台数が増えているという、268人を搬送したという状況の中で、やはりフル稼働で救急車が稼働したという状況が分かりました。来年も恐らくそういう状況が続くかと思っておりますので、ぜひ研修も含めて、事故のないように進めていただきたいと思います。要望したいと思っております。

件名2についての再質問です。現場指揮本部での消防団との連携については分かりましたが、現場指揮本部の役割について教えていただきたいと思います。

それから、件名3につきましては、大規模災害が発生した場合の自治体との役割分担、消防の体制はどのようになっているのか、伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

**相馬正人議長** 原田副参事兼警防課長。

**原田正美副参事兼警防課長** ただいまの再質問の前に、一部訂正をお願いいたします。

ただいまの件名2、要旨2の答弁の中で、冒頭、火災が発生した際の消防署の初動対応と発言し

たところですが、「火災」ではなく「災害」が発生した、「火災」を「災害」に訂正をお願いいたします。

それでは、続きまして、件名2、要旨1の再質問についてお答えいたします。現場指揮本部の役割についてですが、初めに指揮隊の体制についてご説明いたします。指揮隊は鴻巣消防署と北本消防署に配置しており、火災時にはそれぞれ1隊2名の計4名が出動し、現場指揮本部を設置し、指揮活動を行います。

火災での現場指揮本部の役割につきましては、指揮隊長が活動方針を決定し、消防隊の部署位置や活動内容の任務付与、危険情報に注視し、消防団員を含めた活動隊員の安全管理、さらに必要な消防力を判断し、部隊の増強による活動態勢の確保や情報収集、現場広報・報道等に関する役割を担っております。

次に、件名3、要旨1の再質問についてお答えいたします。初めに、大規模災害が発生した場合の自治体の役割といたしましては、地域防災計画に基づき情報収集体制の確立をはじめ、避難に関する発令、避難所の開設、医療救護体制の構築、必要物資の確保及び自衛隊の派遣要請などを担っております。

次に、消防の役割につきましては、全職員を招集させ、非常用消防ポンプ自動車を活用し、消防力を増強して消火活動や救助活動などを行います。消防の体制といたしまして、消防署及び消防団で対応できない場合には、隣接する消防本部に応援を要請いたします。なお、隣接消防本部からの応援でも対応できない場合には、埼玉県下消防相互応援や緊急消防援助隊による応援を要請します。

以上でございます。

**相馬正人議長** 中村洋子議員。

**15番 中村洋子議員** それでは、3回目、質問させていただきます。

件名3については、状況的には見えたのですが、やっぱり災害発生時の初期の作動ということが非常に要になるかと思っておりますので、ぜひ連携してよろしくお願ひしたいと思っております。

件名2について再質問なのですが、現場指揮本部の体制や役割について理解することができましたが、指揮隊の到着前はどのような対応をしているのでしょうか。やはり初期の要としてどう考えているのか、教えてください。

**相馬正人議長** 原田副参事兼警防課長。

**原田正美副参事兼警防課長** 件名2、要旨1の再質問についてお答えいたします。

指揮隊が到着する前の対応につきましては、先着する消防隊が指揮代行の命令を受け、指揮活動を行います。指揮代行を命令された消防隊は、指揮隊到着までの間、指揮隊に代わり災害状況の把握及び報告を行うとともに、延焼の拡大が認められる火災におきましては、消防団の招集判断など初動の活動を行います。

なお、消防隊は、指揮隊より先に現場へ到着した場合に備え、建物火災や圏央道における交通事故、多数の傷病者が発生した事故を想定した訓練を日頃より行っております。

以上でございます。

**相馬正人議長** 以上で15番、中村洋子議員の質問を終結いたします。

続いて、14番、諏訪幸男議員の質問を許可いたします。

諏訪幸男議員。

〔14番 諏訪幸男議員登壇〕

**14番 諏訪幸男議員** 議長の許可を得ましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

2011年3月11日の東日本大震災のときは、私は会社におり作業をしておりました。大変大きな揺れを感じ、これは大きいぞ、みんな注意してくれということの指示をまずいたしました。そして、テレビで情報を待ち、ニュースで宮城県沖地震として報道がありました。津波情報により、大きな津波が押し寄せることが確認をされました。私どものさいたまスーパーアリーナにあるスタジオも全員待避との指示を受け、職員も全員待避となりました。夜は停電により帰り道も信号が点灯せず、信号機のない交差点を通過する危険を感じました。

NPO埼玉災害支援部会よりの要請があり、3月14日、沖縄より災害救助犬が来るので、車を用意して出動をお願いしたいという指示がありました。私は羽田空港にその車を用意して、災害救助犬を迎え、隊員の方に被災地岩手に向かっていただきました。3月17日には、救助犬自身は3日間捜索活動をし、3日間以上は犬の臭いをかぐという作業ができなくなるという、3日間が限度であるということで、3月17日に任務を終えた災害救助犬を羽田空港へ送りました。残念ながら、生存者の確認、そして救出はできませんでした。

その後、私自身も岩手県、宮城県、福島県の被災された保育園、小学校、中学校、太鼓団体を視察して、またお伺いして、今、何が必要とされているのか、相談をさせていただきました。そして、津波により和太鼓が流されてしまい、和太鼓が必要であるとの声に、和太鼓の1団体、学校、中学校に和太鼓3台を各団体に寄贈をさせていただきたい、そのような告知をし、それに応じていただいたところに私自身がトラックに乗って、一軒一軒、届けをさせていただきました。

また、それまで、毎年、全国和太鼓フェスティバルが岩手県陸前高田市において開催をしておりました。しかし、この地震、津波によって、まちが完全に破壊され、庁舎も、そして鉄道も、どこに線路があったのかと思うばかりに変貌しておりました。太鼓祭りの実行委員会の代表の方にお会いして、今、こちらではどのようなものを必要とされているのか、お聞きをいたしました。そのときには、皆さん、まだ校庭にいて、そしてなかなか自宅に帰れない、そして瓦礫が山のように積まれていた、そんな状況の中、その校庭で話し合いをさせていただきました。そうしましたら、まずは義援金が必要であるという結論に達しました。私たちは、さいたま新都心のけやき広場にて義援金を募るフェスティバルを開催しました。陸前高田市の実行委員会の代表の方においでいただき、義

援金をお渡ししました。まさしく私自身が陸前高田出身ですよという、そういう観客といますか、集まっていた皆さんが本当に心の籠もる大金を義援金としてお預かりさせていただきました。また、小銭等も、できる限りの支援をということでお預かりをいたしました。その方は、本当に心の籠もる、そして重い思い、皆さんの思いを感じたと感激して陸前高田に戻っていただきました。そのときのプロの太鼓団体、また歌手の庄野真代さんにも参加をいただき、まずはみんなで被災された方々を励まそう、そういうことで、まさしく交通費も何も要らない、もちろん出演料等もなく、皆さんがボランティアで、本当の意味のボランティアとして義援金活動をしていただいたことを今も思っております。

そのような経験と先日の行政視察により、常総市、南相馬市にお伺いして、自然の恐ろしさを改めて感じたところであります。平成27年、常総市鬼怒川水害対応に関する決壊の説明を受け、災害対策体制について、役割分担がないまま全員対応が続けられたという常総市の方の反省点等を多くいただき、まさしくしっかりとしたその対応が求められる形だけではなく、実際に行動ができる、そのようなことをお聞きし、自治体対策本部との連携、人命救助対応の難しさを感じ、県央一部事務組合としてもそれらを参考にして、県央地域としても、荒川、江川等の浸水の可能性もあり、線状降水帯がどこの地域においても発生することを考え、これからその対策をしっかりと準備をしていかなければならない、そのような考え方から対策をお願いし、以下の質問をいたします。

件名1、災害対策について、要旨1、常総市への行政視察で鬼怒川の決壊について視察したが、管内において参考とすべき事例と課題はあるか、お伺いいたします。

要旨2、これまでに消防本部で取り組んできた水害対策について伺います。

以上です。

**相馬正人議長** それでは、順次答弁を求めます。

原田副参事兼警防課長。

〔原田正美副参事兼警防課長登壇〕

**原田正美副参事兼警防課長** 件名1、要旨1及び要旨2について、順次お答えいたします。

初めに、要旨1についてお答えいたします。管内において参考とする事例は、水害対策の教訓となりました令和元年に発生した台風19号が挙げられます。河川被害にあっては、鴻巣市で元荒川、桶川市で江川、北本市で赤堀川がそれぞれ溢水し、組合市別の住家被害は、鴻巣市で床下浸水18件、桶川市で床上浸水11件、床下浸水22件、北本市で床上浸水3件、床下浸水4件発生いたしました。組合市の対応につきましては、鴻巣市及び桶川市では避難勧告が発令され、北本市を含めた各地で避難所が開設されました。

管内の救助出動状況につきましては、浸水による建物からの救助が北本市で3件、水没車両からの救助が、桶川市と鴻巣市でそれぞれ1件発生いたしました。活動内容につきましては、桶川市の事案では、水没車両から救命ボートで救出し、その他の事案では、介添えの上、徒歩で救出いたし

ました。

当消防本部では、台風19号の状況を踏まえ、多くの住民が避難困難となった場合において、救命ボート及び防火長靴など現有資機材の見直しや、消防庁舎への水害被害の対応、組合市との連携の必要性等が課題となりました。

次に、要旨2についてお答えいたします。当消防本部では、これまでの水害対策といたしまして、6名搭乗可能な救命ボート4艇を配備しており、台風19号の救助活動において活用いたしました。その後の水害対策といたしまして、令和元年の台風19号の課題を踏まえ、次の4つの取組を進めてまいりました。

1つ目は、資機材の整備として、多くの住民が避難困難となった場合に対応するため、令和2年度から令和7年度にかけて、新たに3名搭乗可能な折り畳み式ボートを全分署に計画的に配備することといたしました。また、令和2年度に、総務省消防庁からの無償貸与で、20名が搭乗可能な高機能救命ボートを配備いたしました。さらに、内水氾濫などにおいて活動する隊員保護のため、腰までの深さの浸水現場で活動可能な胴付長靴を、全署の出動隊員分67着、計画的に配備いたしました。

2つ目は、消防庁舎への水害被害の対応といたしまして、桶川西分署の周辺が江川の溢水により浸水することから、浸水地域外への庁舎移転建設を計画し、令和8年度の建設完了に向け進めているところでございます。

3つ目は、風水害対応訓練といたしまして、さいたま市消防局の指揮支援隊の協力を受け、県外から応援に来る緊急消防援助隊の指揮支援隊に見立て、当消防本部及び消防署を挙げて図上訓練を実施し、災害時の連携と対応について情報共有を図り、災害対応力の向上に努めております。

4つ目は、組合市との連携といたしまして、早期の情報共有の必要性から、台風接近前に組合市と消防との情報交換を実施しておりますが、状況により組合市が災害対策本部を設置する前から消防署職員を組合市へ派遣し、出動状況や被害状況の情報共有を図ることといたしました。

以上でございます。

**相馬正人議長** 諏訪幸男議員。

**14番 諏訪幸男議員** 一通りの答弁をいただきました。

視察をさせていただき、災害対策の大切さを強く感じ、いざ災害が発生したときの自治体、消防、警察、埼玉県、自衛隊との各関係機関との連携が大事であることを感じました。住民の安心安全のために、備えあれば憂いなしとも言われております。しっかりとした防災対策を組合市共々しっかりと連携を取り、そのような訓練等もぜひ全体の訓練として考えていただければよろしいのではないかと私は考えております。

私の質問は以上で終わります。

**相馬正人議長** 以上で14番、諏訪幸男議員の質問を終結いたします。

続いて、8番、諏訪三津枝議員の質問を許可いたします。

諏訪三津枝議員。

〔8番 諏訪三津枝議員登壇〕

**8番 諏訪三津枝議員** 議席番号8番、鴻巣市選出、諏訪三津枝でございます。ただいまより2023年11月定例会一般質問を、件名1、要旨4件で通告順に行います。

件名1、消防団との連携についてでございます。消防団員は、自らの仕事を持ちながら、自分たちのまちは自分たちで守るという使命感の下、火災や風水害などの災害出動や警戒、訓練などの防災活動を行い、市民の生命、財産を守るため活動しています。地域の事業に精通し、地域に密着した消防団の活動は地域防災力の要となります。鴻巣市、17の分団、369名、桶川市、10の分団、182名、北本市、6の分団、130名と、当組管轄で33の分団、681名の団員がおります。分団には、それぞれ消防車両をはじめとして、様々な災害対応の装備が配備され、火災や災害時に活動できるよう訓練を重ねています。

鴻巣市地域防災計画には、震災時に設置される消防本部は埼玉県央広域消防本部消防計画等に基づき、そして消防団は鴻巣市消防団活動マニュアルに基づき消防活動を実施します。このように位置づけられています。

近年の気候変動による甚大な災害が予想される中で、消防署と消防団のより一層の連携が求められると考え、消防署と消防団の連携についてお伺いをいたします。

要旨1として、消防団員に実施する研修の時期と内容についてです。議員は消防団特別点検などを見る機会がありますが、消防署が関わる消防団の研修について、その多くを知りません。研修の時期と内容をお伺いいたします。

続いて、要旨2として、消防団に出動要請をするケースとしないケースの判断についてでございます。火災予防、災害予防を行っていても起きる災害です。実際に起こったときは一刻の猶予をも争う中で出動要請の判断をすることを考えますが、その基準を伺います。

続いて、要旨3として、消防団が火災、水害等に出動する際の指揮命令系統について伺います。災害現場で適切な状況判断と指揮命令が重要なことは承知のことです。消防団への指揮命令がどのように行われるのか、伺います。

続いて、要旨4として、消防団との円滑な活動を行う上での課題は何かについて伺います。所管消防職員331名に対して消防団員681名が組織されていることは、市民にとって大変心強いことです。計画に基づいた研修や訓練を行い、相互関係を築いていることと考えますが、円滑な活動を行う上での課題は何かについて伺います。

以上が1回目の質問です。

**相馬正人議長** 順次答弁を求めます。

原田副参事兼警防課長。

〔原田正美副参事兼警防課長登壇〕

**原田正美副参事兼警防課長** 件名1、要旨1から要旨4について、順次お答えいたします。

初めに、要旨1についてお答えいたします。消防団の研修時期と内容につきましては、組合市で年間計画や研修要領などを策定し、実施しております。そのうち、消防署が協力し実施する研修といたしましては、今年度、鴻巣市消防団では4月に新入団員及び幹部研修、9月に消防協会鴻巣支部幹部・団員研修、12月から特別点検に向けたポンプ操法訓練、その他、普通救命講習を7月から複数回実施しております。消防署が関わらない研修といたしまして、適時放水訓練の実施や、埼玉県消防協会が主催で行う研修といたしまして、12月に基礎教育研修、翌年1月から2月に幹部教育研修に参加しております。

次に、要旨2についてお答えいたします。消防団の出動は、組合市で消防団活動マニュアルなどにより出動体制を定めております。サイレン吹鳴の有無により出動台数に差を設けている状況でございます。当消防本部では、おおむね専用住宅1棟が炎上し、隣棟への延焼危険がある場合に、指揮隊等が消防団招集を判断し、防災行政無線によりサイレンを吹鳴し、消防団を招集いたします。また、火災であれば、消防団員へ、発生場所、種別及び状況等を災害情報メールで周知しており、消防団は災害の内容が出動体制に該当した際に出動することになります。

なお、鴻巣市では、本年10月から防災行政無線によるサイレン吹鳴は行わず、消防団員へ貸与した防災ラジオへサイレン音と災害場所を示す方法に代えております。

地震や水害等の場合には、災害規模、災害発生状況等から組合市と協議し、消防団への出動要請を判断することになります。

次に、要旨3についてお答えいたします。消防署と消防団の位置づけは、消防組織法により、消防団は消防長または消防署長の所管の下に行動するものとされ、組合市の消防団規則により、消防団が出動した場合は団長の指揮の下に行動しなければならないと定められております。このことから、指揮命令系統は、消防署長または代理の指揮隊長から消防団へ活動方針を伝え、消防団は団長の指揮の下に活動することになります。

次に、要旨4についてお答えいたします。消防団との円滑な活動をする上での課題は、情報共有と信頼関係の構築であり、このために災害現場では消防署の現場指揮本部と消防団本部が合流し、情報共有を行い、消防署と消防団が持つ消防力を適切に配置し、活動するよう努めております。

災害現場以外におきましては、管内消防団長、副団長会議を毎年開催し、消防長、次長、署長、消防本部課長及び指揮隊長が参加し、消防本部の現状報告及び現場活動等への意見交換を実施しております。また、定期的に開催される消防団の分団長会議などへは、署長のほか、副署長、分署長及び指揮隊長が出席し、情報共有と顔の見える関係を築いております。

以上でございます。

**相馬正人議長** 諏訪三津枝議員。



**8番 諏訪三津枝議員** では、再質問をさせていただきますが、まず要旨1なのですけれども、組合市で本来当然消防団の研修や訓練は行う、計画に基づいてということですが、とりわけ消防署が関わる4月に行われる新入団員及び幹部研修というのは、特に大事なのかなというふうに感じました。この消防署が関わる研修に参加ができなかった消防団員に対して、再研修などはどのように行われるのかを再質問いたします。

次に、要旨2でございます。鴻巣市においては防災ラジオがこういうところで役に立っているのかと思いました。火災、地震、水害への年間の出動要請件数、また要請をしなかった件数というのを、件数をまず再質問いたします。

要旨3については再質問はございません。

要旨4でございますけれども、消防団との円滑な活動、非常になさっているということがよく分かりました。ただ、構成市では団員不足が非常に大きな課題となっております。鴻巣市におきましても、分団の再編成が行われました。消防署との連携において、この団員不足の中で今後の連携というのはどういった課題があるのかを再質問いたします。

**相馬正人議長** 原田副参事兼警防課長。

**原田正美副参事兼警防課長** 件名1、要旨1、要旨2及び要旨4の再質問について、順次お答えいたします。

初めに、要旨1の再質問についてお答えいたします。消防署は、組合市からの依頼で研修を実施しており、消防団の研修内容や研修に参加する人選等は組合市のほうで調整しております。したがって、再研修の実施可否においても組合市の調整となります。

次に、要旨2の再質問についてお答えいたします。管内における令和4年中の建物火災の件数は36件発生し、そのうち消防団を要請した件数は、鴻巣市で1件、桶川市で2件の合計3件で、残り33件につきましては消防団を要請しておりません。また、地震、水害時の消防団への出動要請は、令和4年中はございませんでした。

次に、要旨4の再質問についてお答えいたします。消防団の再編成が行われても、消防署と消防団との位置づけは変わらないことから、連携において課題はございません。

以上でございます。

**相馬正人議長** 諏訪三津枝議員。

**8番 諏訪三津枝議員** では、要旨4の再々質問をさせていただきます。

消防団の団員減少は全国的な課題となっております。鴻巣市では、定数が441名に対して369名という定員割れを起こしています。桶川市は184名に対して182名、北本市は135名に対して130名と、当組合の所管の自治体において消防団の団員も定数に達していないという現状がございます。それぞれ構成市の課題なのですけれども、全体の消防力の低下にならないか、組合としての見解を最後にお伺いいたします。

相馬正人議長 原田副参事兼警防課長。

原田正美副参事兼警防課長 件名1、要旨4の再々質問についてお答えいたします。

消防団員の確保に関することにつきましては、組合市の課題となりますので、消防からの答弁は控えさせていただきます。

以上でございます。

相馬正人議長 以上で8番、諏訪三津枝議員の質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時47分)



(開議 午後 零時57分)

相馬正人議長 休憩前に続き、会議を再開いたします。

#### ◎ 議案第18号の質疑、討論、採決

相馬正人議長 日程第7、議案第18号 埼玉県央広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

相馬正人議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

相馬正人議長 次に、賛成討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

相馬正人議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第18号 埼玉県央広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

相馬正人議長 起立全員であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第19号の質疑、討論、採決

相馬正人議長 日程第8、議案第19号 工事請負変更契約の締結について（鴻巣天神分署庁舎建設工事「建築」）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

相馬正人議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

相馬正人議長 次に、賛成討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

相馬正人議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第19号 工事請負変更契約の締結について（鴻巣天神分署庁舎建設工事「建築」）を、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

相馬正人議長 起立全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第20号の質疑、討論、採決

相馬正人議長 日程第9、議案第20号 令和5年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

初めに、補正予算書の8、9ページの歳入に関する質疑から入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**相馬正人議長** 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

次に、10、11ページの歳出に関する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**相馬正人議長** 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**相馬正人議長** 次に、賛成討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**相馬正人議長** 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第20号 令和5年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

**相馬正人議長** 起立全員であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

## ◎ 議案第21号の質疑、討論、採決

**相馬正人議長** 日程第10、議案第21号 令和5年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

初めに、補正予算書の8、9ページの歳入に関する質疑から入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**相馬正人議長** 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

次に、10、11ページの歳出に関する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**相馬正人議長** 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**相馬正人議長** 次に、賛成討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**相馬正人議長** 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第21号 令和5年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

**相馬正人議長** 起立全員であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1時03分)



(開議 午後 1時03分)

**相馬正人議長** 休憩前に続き、会議を再開いたします。

### ◎ 議案第22号、議案第23号の質疑、討論、採決

**相馬正人議長** 日程第11、議案第22号 令和4年度埼玉県央広域事務組合一般会計決算認定について及び議案第23号 令和4年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計決算認定についての2件を一括して議題といたします。

田口代表監査委員より決算審査報告をお願いいたします。

〔田口 勉代表監査委員登壇〕

**田口 勉代表監査委員** ただいま議長からご指名をいただきました代表監査委員の田口でございます。令和4年度の決算審査につきましてご報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、管理者から審査に付されました令和4年度埼玉県央広域事務組合の一般会計及び斎場特別会計の歳入歳出決算につきましては、去る8月30日、埼玉県央広

域事務組合の2階会議室において、市ノ川監査委員とともに決算審査を実施いたしました。その結果、決算の計数は正確であり、内容は正当なものと認められました。

なお、予算の執行状況などにつきましては、お手元の決算審査意見書19、20ページの決算審査意見をもって説明いたします。

以上でご報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**相馬正人議長** 次に、決算審査報告に関する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**相馬正人議長** 質疑なしと認めます。

よって、決算審査報告に関する質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1時05分)

---

(開議 午後 1時06分)

**相馬正人議長** 休憩前に続き、会議を再開いたします。

これより議案第22号の質疑に入ります。

初めに、決算書8、9ページから14、15ページまでの歳入に関する質疑から入ります。

質疑ございませんか。

秋谷修議員。

**11番 秋谷 修議員** まず、10、11ページのところの財産売払収入の物品売払収入のところ、たしか消防車両と水槽付消防ポンプ自動車と消防ポンプ自動車の売払いで84万4,800円あるのですけれども、何か月か前に自衛隊の車両を分解して部品として輸出をしているような新聞記事を見ました。広域事務組合で、この物品として処分した水槽付消防ポンプ自動車であるとか、そういったものをどういうふうに、その後、捕捉していると言ったらいいのかな、把握しているのか、まずお答えをいただきたいのと、あと、決算報告書の中の主要施策の報告のところ質疑をしたいのですけれども、ここで歳入でやってしまっていていいかな、議長。

**相馬正人議長** はい。

**11番 秋谷 修議員** そうしますと、議長の許可を得ましたので、まず1ページ目の大きな1番の消防業務のところの(2)の防火意識の高揚と災害発生の未然防止のところ、これは予防課のところだとは思いのけれども、決算で金額は示されていないのですが、その(2)のところの最後のほうで、570件の立入検査を実施して、231件に対して改善指導を行ったけれども、153件しか改善されていないと。残りの78件についてはどのように扱われているのか、まず伺いたい。

その次が、(3)の救急課のところなのだろうけれども、一番最初のところで出動件数が1万

4,362件と。前年度と比較して2,447件増加している。この増加幅が、すごく私にとっては大きく感じるので、一体どういった業務でこの出動件数が2,447件増加したのか、その内訳を教えてください。

それと、2ページの上のほうのところ、バイスタンダーや救急隊が心肺蘇生を実施し云々とあるわけけれども、その後の、救命効果に関しては、1か月後の生存者が25名で、生存率6.9%。この6.9%という数字が高いのか、低いのか。もちろん本当に助からない状態の方というのは多く、そのバイスタンダーであるとか、救急隊の心肺蘇生というのを受けるわけだから、そんなにこの部分が高いとも思われなくても、この6.9という数字がどういうふうな意味合いなのだから、教えてください。

**相馬正人議長** 原田副参事兼警防課長。

**原田正美副参事兼警防課長** 初めに売払いの関係です。売払いした車両は、その後、どうなるかというご質問ですが、まず水槽付消防ポンプ自動車、この車両にあっては永久抹消ということで鉄くずのようになります。もう片方、消防ポンプ車のほうは、登録変更で再利用ということになっております。その際、当本部のほうでも、赤色灯等々、あと名前の消去等は確認で写真を撮って、こちらに提出していただくというような形で本部のほうでは確認しております。

以上でございます。

**相馬正人議長** 坂巻予防課長。

**坂巻泰弘予防課長** 令和4年度の未改善78件についてお答えいたします。

未改善理由にございましては、年度末に行った立入検査であったこと。改善するに当たり、お金がかかっているということ。あと、設備設置には時間がかかってしまうということにより、未改善が発生しているところでございます。しかし、消防としましては、改善していただけるよう、引き続き促しているところでございます。

以上でございます。

**相馬正人議長** 岩崎救急課長。

**岩崎徳生救急課長** 令和4年度の2,447件の増加の出動件数の内訳であります。急病が1,824件増加しておりまして、割合にしますと約75%を占めております。続きまして、一般負傷、転倒したりそういうことが338件増加しておりまして、約14%増加しております。

続きまして、生存率に関してでございますが、令和4年度の国の統計の数字が出ていません。比較がちょっとできないのですが、令和3年度にありましては、国の数字が6.1%でございます。当本部が7.3%で、国よりも1.2%、生存率が高くなっていると認識しております。

以上でございます。

**相馬正人議長** 秋谷修議員。

**11番 秋谷 修議員** まず、物品売払いのところ、ポンプ付のほうは解体という話だから心配ない

と思うのだけれども、普通の消防ポンプ自動車については、赤色灯であるとか、名前を剥がしてというようなお話がありましたけれども、昔、震災直後の頃は、被災地のほうで使っていただくとか、明確に高価な金額で県央の管内の住民のお金で買ったものが有効に利用されているというふうに私は思っていた。でも、実際、今現状だと、分解して解体処分、あるいは赤色灯、名前を取ってという、この金額的なものも含めて、どうも割に合っていないというか、これはもっとしっかりとした処分の仕方によっては、もうちょっと売払いの額は上がるものではないのでしょうか。ちょっとその点で、ほかの処分方法がないのかということ伺います。

次が、2件目でお伺いした、78件分、改善指導を行ったけれども、改善されていない件なのだけれども、いろいろな事情があって、4年度中にはその案件が残ったというか、改善できなかったと。それは追跡調査はされているのですか。その後も金銭的な問題とか、いろんな事情があるにしろ、やってもらわなければ困るようなことですから、そういったところは追っかけているのかどうか、それを教えてください。

3点目は結構です。

**相馬正人議長** 原田副参事兼警防課長。

**原田正美副参事兼警防課長** ただいまの売払いの関係のご質問についてお答えいたします。

まず、売払いの車両なのですが、令和4年度から実施したものでございます。これまでというか、海外への車両の提供というのもございます。それは海外のほうが要求した車両と合致した場合に成立することございまして、それがいない場合は売払いという形で対応させていただいております。

金額につきましては、3者から見積りを取りまして、一番高いところに契約しているというような状況でございます。

以上でございます。

**相馬正人議長** 坂巻予防課長。

**坂巻泰弘予防課長** 追跡調査についてお答えします。

追跡調査は随時実施しております。しかし、なかなか改善しないところに関しましては、昨年度にあっては公表制度を使用し公表した建物が2件、さらにそれでも直らない場合は警告するというような対応を取らせていただいております。2件の警告を発して改善につなげておるところでございます。

以上でございます。

**相馬正人議長** ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**相馬正人議長** 質疑なしと認めます。

よって、歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、歳出についての質疑に入ります。



初めに、16、17ページの議会費に関する質疑から入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**相馬正人議長** 質疑なしと認めます。

よって、議会費に関する質疑を終結いたします。

次に、同じく16、17ページから22、23ページまでの総務費に関する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

中村洋子議員。

**15番 中村洋子議員** 19ページの職員採用試験委託料17万2,040円について質問したいと思います。この5名の採用については妥当なのかどうか。また、研修はどのようにしているのかを1点聞きたいと思います。

それから、決算書22ページの点について、積立金について、消防施設整備積立金、昨年度と比べてそれぞれ増額されていますが、昨年度との比較の状況を教えてください。お願いします。

**相馬正人議長** 千村次長兼消防総務課長。

**千村 茂次長兼消防総務課長** 採用職員数についてお答えいたします。消防職員採用職員数につきましては、令和4年度中に5人が退職し、同数の5人を採用させていただきました。このことにより、業務には支障は生じておりません。

新採用職員の研修についてお答えいたします。新採用職員は、採用後、おおむね1か月間、こちらのほうで各消防本部課長等が講義を行います。その後、所属に行き、現場活動に必要な訓練を継続的に実施いたします。その後、各所属では指導担当者というものを設置いたしまして、その職員が責任を持って指導し、その評価をしている状況です。その評価結果を私たちのほうに提出することとなっております。また、6か月経過した後には、振り返り研修といたしまして、その研修の効果を確認しております。

以上でございます。

**相馬正人議長** 中村議員、消防積立金のところは消防費になりますので、次のところで再度質問、よろしくをお願いします。

ほかに質疑ございますか。

にいつま亮議員。

**4番 にいつま 亮議員** すみません。今のところと一緒のところになるのですが、今回、この試験の応募者数、また受験者数というのは、当初予定をしていた人数に達しているのか。どれぐらいの予定を見込んでいたのかというのを伺わせていただきたいのと、また合格者が5名出ているかと思うのですが、これは全部、最初に受かった方たちが入られているのか。それとも、辞退をされた方もいらっしゃるのか。ちょっと伺わせていただければと思います。

**相馬正人議長** 千村次長兼消防総務課長。

**千村 茂次長兼消防総務課長** お答えいたします。

まず、採用につきましては、70名程度応募があるという形で予算を計上させていただき、積極的な広報活動を実施いたしました。応募者につきましては24名でございました。

また、採用した5名の件でございますが、例年、合格を出した後に意向確認をしますと、他の自治体もしくは民間企業等に就職される方等も多く、そのために当組合としましては、合格者のほかに補欠合格者という形で補欠合格を設けております。そのようにほかの自治体、民間企業等に行かれる場合は補欠合格者の方から繰り上げて、採用する予定の人数を確保している状況でございます。

以上でございます。

**相馬正人議長** ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**相馬正人議長** 質疑なしと認めます。

よって、総務費に関する質疑を終結いたします。

次に、同じく22、23ページから40、41ページまでの消防費に関する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

中村洋子議員。

**15番 中村洋子議員** 23ページの消防施設整備基金の積立金がこちらに出ておりますが、総額でお幾らになるでしょうか。

**相馬正人議長** 島田総務課長。

**島田英樹総務課長** ただいまの質問にお答えいたします。

今回の議会終了後、補正終了後、消防施設整備基金の残高は合計で2億2,401万768円となる予定でございます。

以上でございます。

**相馬正人議長** 中村洋子議員。

**15番 中村洋子議員** そうしますと、目標はどれくらい、何年計画でというのがありましたらお教えください。

**相馬正人議長** 黒沢本部次長。

**黒沢高志本部次長** 消防施設整備基金につきましてのご質問なのですが、消防施設整備基金につきましては、毎年度5,000万円を積立てをさせていただいています。この使用、何に使うかという用途としては、消防施設、建物等の財源にさせてもらっているもので、目標の金額は幾らかというのまでは定めていないのですが、どうしても消防は財源がなくて、組合市に負担をお願いしているものですから、その負担をなるべく平準化するために毎年度5,000万円積み立てさせていただいているという状況です。

以上です。

**相馬正人議長** ほかにございますか。

秋谷修議員。

**11番 秋谷 修議員** 26、27ページのところに職員研修事業があるのですが、その中の18、負担金、補助及び交付金の中で消防大学校研修負担金があるのですが、その中に女性活躍推進コースに1人の方が研修に行かれたようなのですが、まずこの研修に行かれた方が男性なのか、女性なのか。

あとは、研修の内容と、研修で学んできたことがこの県央消防でどのように生かされる予定なのか、伺います。

**相馬正人議長** 千村次長兼消防総務課長。

**千村 茂次長兼消防総務課長** お答えいたします。

まず、消防大学校の女性活躍推進コースにつきましては、入校した職員は女性でございます。まず、こちらの消防大学校女性活躍推進コースの目的ですが、女性消防職員のキャリア形成を支援し、職域拡大等を目的とした知識及び能力を習得させるものでございます。なお、内容といたしましては、女性消防職員のキャリアパス、ロールモデル、消防実務管理、消防指揮、課題などについていろいろ研究してくるところでございます。具体的な講義の内容といたしますと、職域拡大といたしまして緊急消防援助隊の業務、説得技法、また現場指揮活動として現場指揮訓練、その他課題、現代の世の中、消防の課題等について研究をしております。当組合としましては、この受講することによりまして女性職員の職域が拡大していくものというふうに認識しております。

以上です。

**相馬正人議長** 秋谷修議員。

**11番 秋谷 修議員** そういたしますと、今年、取りあえず女性1人が研修に行かれたようですが、今後も継続して女性職員がまず研修に行くのかどうか。恐らく行くと思うのですが、

あともう一点ですが、女性の職域が広がるように研修を受けても、問題はここの消防本部自体がこういう研修を受けた女性にそういう職域をちゃんとやっていただけるような環境づくりというのをやらなければ、なかなかロールモデルをつくっていくことというのは難しいと思うのだけれども、そういった点についてどのようなお考えでいらっしゃるのか。

その2点、伺います。

**相馬正人議長** 千村次長兼消防総務課長。

**千村 茂次長兼消防総務課長** まず、この研修につきましては、これまで3名の職員が入校しております。今後も継続的に入校させていこうというふうに考えています。このキャリア形成とかを受けた後、当消防本部では女性職員だけの座談会とかも行っております。その中で職域とかについていろいろ意見交換をし、私たちのほうにその内容等が上がってくるというようなこととなっております。

す。また、特定事業主行動計画等でも定めておりますとおり、今後、女性職員の職域を広く拡大していこうというふうに考えております。

以上でございます。

**相馬正人議長** 秋谷修議員。

**11番 秋谷 修議員** 女性が活躍するために、今言ったようなお答えになるということは、それは理解できるのだけれども、例えば消防長、指示を上から出す人間がちゃんとそういう研修なり実地をしてきた人間にこういうことをやってもらいたい。この課でこういう活動をしてもらいたいという、ちゃんと指示命令が出ないと、なかなかそこにたどり着けないのではないのかなと、私なんか、うがった見方をしてしまうと思うのです。というのは、男性が今までメインで活躍していたところに女性にやってもらうというのは、やっぱりどこかしらの力というか、指示というものがなければ、分かってはいるけれども、やる人がいるのだからというような形になってしまうと、せっかく研修してきても、なかなか女性の活躍の場は広がっていかない。そういったところを消防長なりなんなり、次長なりから、ちゃんとそういった活躍ができるようにしたいというような話がいつているのか、いつていないのかというところが、私は一番重要だと思うので、その点について何かお答えがあれば。

**相馬正人議長** 黒沼消防長。

**黒沼浩二消防長** ただいまのご質問にお答えいたします。

消防大学校に入校した女性職員のその後についての指示があるのか、ないのかというところでございますけれども、先ほど千村次長がご答弁した内容等々で、情報が上がってまいります。その中で、私をはじめ幹部職員で、これはうちの消防でぜひ取り入れたいよね、そういうものがございましたら、なかなか年度途中で急にやるというわけにはいきませんので、次年度以降、こういう施策が打っていけるかどうかというのを検討いたしまして、その中で、例えば人事異動方針に取り込んで、この分野はもう少し女性に頑張ってもらおうと、そういうところに反映していくというような形を取らせていただいているところでございます。

以上でございます。

**相馬正人議長** ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**相馬正人議長** 質疑なしと認めます。

よって、消防費に関する質疑を終結いたします。

次に、同じく40、41ページの斎場費に関する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**相馬正人議長** 質疑なしと認めます。

よって、斎場費に関する質疑を終結いたします。

次に、同じく40、41ページから42、43ページの公債費に関する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**相馬正人議長** 質疑なしと認めます。

よって、公債費に関する質疑を終結いたします。

次に、同じく42、43ページの予備費に関する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**相馬正人議長** 質疑なしと認めます。

よって、予備費に関する質疑を終結いたします。

次に、44ページの実質収支に関する調書及び46ページから48ページまでの財産に関する調書の質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**相馬正人議長** 質疑なしと認めます。

よって、議案第22号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第23号の質疑に入ります。

初めに、決算書58、59ページの歳入に関する質疑から入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**相馬正人議長** 質疑なしと認めます。

よって、歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、歳出についての質疑に入ります。

初めに、60、61ページの事業費に関する質疑から入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**相馬正人議長** 質疑なしと認めます。

よって、事業費に関する質疑を終結いたします。

次に、同じく60、61ページの予備費に関する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**相馬正人議長** 質疑なしと認めます。

よって、予備費に関する質疑を終結いたします。

次に、62ページの実質収支に関する調書の質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**相馬正人議長** 質疑なしと認めます。

よって、議案第23号についての質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**相馬正人議長** 次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**相馬正人議長** 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第22号 令和4年度埼玉県央広域事務組合一般会計決算認定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

**相馬正人議長** 起立全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第23号 令和4年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計決算認定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

**相馬正人議長** 起立全員であります。

よって、議案第23号は原案のとおり認定されました。

## ◎ 管理者のあいさつ

**相馬正人議長** 以上をもって、本定例会の議事は全て終了いたしました。

この際、管理者よりあいさつのため発言を求められておりますので、許可いたします。

並木管理者。

〔並木正年管理者登壇〕

**並木正年管理者** 定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用な中にもかかわらずご参集を賜り、ご提案申しあげました各議案

につきまして、いずれも慎重なるご審議の上、それぞれご決定を賜りましたことを心より御礼を申し上げます。

さて、11月19日には桶川市議会議員一般選挙を迎えることとなります。立候補を予定されている議員の皆様には、ぜひともご当選し、県央地域の一層の発展のために、豊富な経験をもって、さらなる手腕を発揮していただきたいと思えます。

結びに、これから一段と寒くなってまいりますので、議員の皆様におかれましては、健康にご留意され、ご活躍くださいますよう心からご祈念申し上げます、御礼のあいさつとさせていただきます。

本日は大変ありがとうございました。

### ◎ 閉 会 の 宣 告

**相馬正人議長** 以上をもって、令和5年11月埼玉県央広域事務組合議会定例会を閉会いたします。

ご苦勞さまでした。

(閉会 午後 1時36分)

議 長 相 馬 正 人

署 名 議 員 齊 藤 章

署 名 議 員 諏 訪 三 津 枝



# 参 考 資 料

議 決 結 果 一 覽 表

## 令和5年11月定例会議決結果一覧表

議案 番号	件 名	議 決 内 容		
		議決番号	月 日	結 果
18	埼玉県央広域事務組合火災予防条例の一部を改正する 条例	18	10月26日	原案可決
19	工事請負変更契約の締結について(鴻巣天神分署庁舎建 設工事「建築」)	19	10月26日	原案可決
20	令和5年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算(第 2号)	20	10月26日	原案可決
21	令和5年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計補正予 算(第1号)	21	10月26日	原案可決
22	令和4年度埼玉県央広域事務組合一般会計決算認定に ついて	22	10月26日	認 定
23	令和4年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計決算認 定について	23	10月26日	認 定